

平成30年度 予算



平成30年度予算編成では、安全で安心して暮らせるまちづくりに向けて、「子育て・教育」「福祉・医療」の分野に重点配分しました。また、近年多発する自然災害への備えなど「防災」にも重点を置いた予算編成としました。

●未来の担い手を育む子育て・教育施策
●安心して暮らせる福祉・医療施策
●災害に強い「安全なまちづくり」に重点配分

一般会計 402億4600万円
予算総額 757億9328万円

会計別予算額

区 分		30年度予算額	昨年度比
一般会計		402億4600万円	1.12倍
特別会計	国民健康保険事業	133億9685万円	△15.92%
	財産区	2081万円	74.63%
	介護保険事業	107億9443万円	7.01%
	後期高齢者医療事業	17億6130万円	3.62%
	南河内広域行政共同処理事業	1億7774万円	10.80%
	計	261億5113万円	△6.24%
公営企業会計	水道事業	42億6518万円	12.53%
	下水道事業	51億3097万円	△3.93%
	計	93億9615万円	2.90%

平成30年度施政方針（抜粋）

わが国の社会経済状況は、景気の緩やかな回復など、一部に明るい兆しも見られるものの、いまだ不透明感を拭いきれず、市民生活の中で実感できるまでには至っていない状況です。



また、人口の減少とともに、少子高齢化が一段と進むなど、自治体を取り巻く環境が厳しさを増す中、本市におきましては、まちの将来像を示す「総合ビジョン」を策定し、市民の皆様が将来に希望を持ち、安心して暮らせるまちづくりを精力的に進めているところです。

そのような中、昨年には、本市の創意工夫による取り組みが評価され、「地方自治法施行70周年記念総務大臣表彰」を受賞するという栄誉に浴し、市政推進の大きな励みとなりました。

今後も、本市が“煌のまち”として一層の発展を遂げることができるよう、少子化・人口減少社会、超高齢社会に適切に対応した「子育て・教育」「福祉・医療」また、多発する自然災害に備える「防災」など、各施策の更なる推進に、全職員が知恵を出し合い、全力で取り組んで行かなければならないと考えております。

平成30年度は、私の市長4期目の最終年度にあたります。

この間、安全で安心して暮らせるまちづくりに向け、全力で市政を推進してまいりました。今後におきましても、“終始一貫”強い信念を持って、山積する行政課題に積極的に対応し、市民の皆様に、「住んでよかった」、「住み続けたい」と心から思ってもらえるよう、市民福祉の向上と本市の更なる発展に取り組んでまいりますので、市民の皆様のご支援・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

富田林市長 多田 利喜

※施政方針の全文は、情報公開課または市ウェブサイトでご覧いただけます。

市民一人当りに計算すると

30年度の一般会計予算を、今年1月31日現在の住民基本台帳人口に基づき、市民1人当たりの額に換算すると下表のとおりになります（目的別の額）。

民生費  17万1641円	衛生費  4万6093円	土木費  3万6159円	教育費  3万2931円
総務費  2万6384円	公債費  2万1935円	消防費  1万3820円	議会費  2965円
農林業費  2679円	商工費  1462円	災害復旧費・予備費  532円	合計 35万 6601円

今年度の予算総額は、一般会計が402億4600万円、特別会計が26億5113万円、公営企業会計のうち水道事業会計が42億6518万円、下水道事業会計が、51億3097万円となっています。

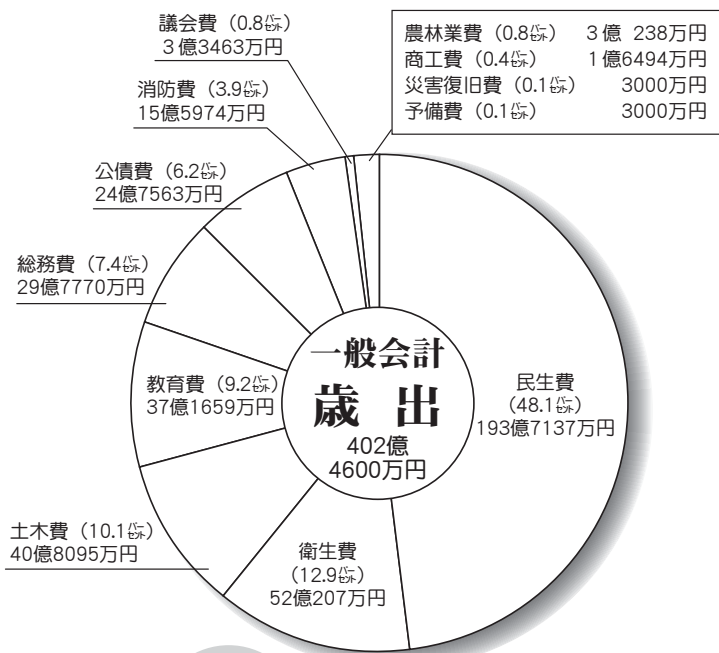
収入（歳入）の大きな柱である市税は、3259万円の減（昨年度比0・2割の減）となっています。

平成30年度 予算の状況

歳出を目的別で見ると、予算規模の大きいものから、高齢者福祉や生活保護、また保育や子育ての施策に必要な経費（民生費）193億7137万円、予防接種や清掃など、健康で衛生的な生活環境を保持するための経費（衛生費）52億207万円、道路や河川などを維持・改良するための経費（土木費）40億8095万円となっています。

性質別に見ると、予算規模の大きいものから、扶助費の117億4781万円、人件費の74億9525万円、物件費の52億2210万円となっています。

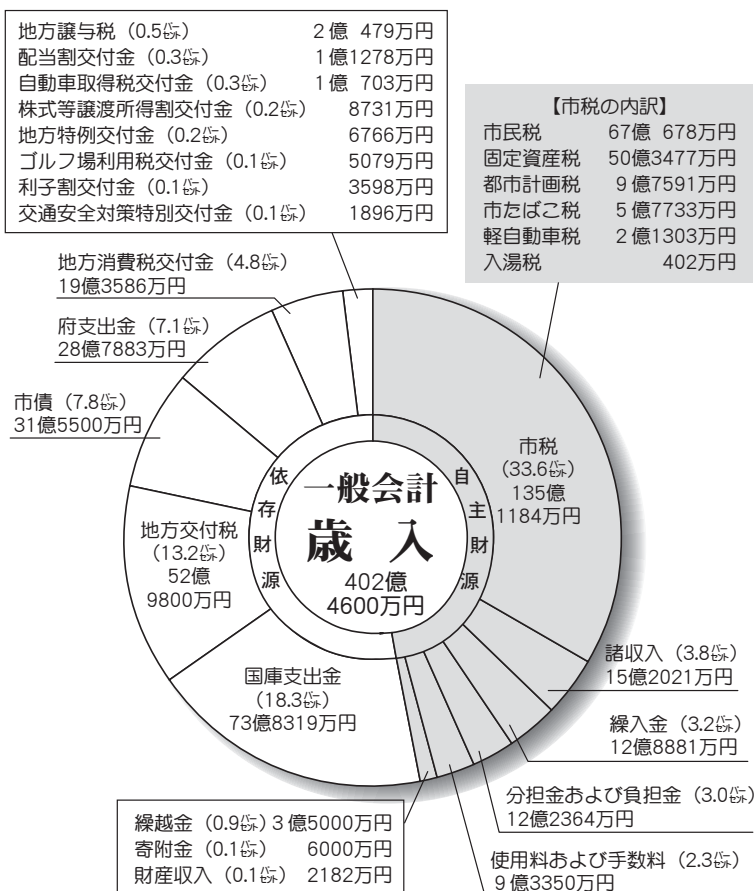
一般会計歳出（目的別）



今年度の主な実施事業については、4ページをご覧ください。



一般会計歳入



【市税の内訳】

市民税	67億678万円
固定資産税	50億3477万円
都市計画税	9億7591万円
市たばこ税	5億7733万円
軽自動車税	2億1303万円
入湯税	402万円

問い合わせ 財政課（内線336）

平成30年度予算の主な実施事業

《 》内は事業費

魅力のあふれるまちのにぎわいづくり

■若者・女性に対する雇用支援策の実施《300万円》

市内企業との就労マッチングを引き続き実施します。

■創業支援事業《720万円》

市内で創業する人を対象に、創業費用の一部を引き続き補助します。

■農を活かした産業連携による仕事創出の実施《1080万円》

「えび芋」をはじめ、富田林産の農産物を活用し、農業を軸とした新たな雇用創出を目的とした事業を引き続き実施します。



安全・安心で美しく快適なまちづくり

■防災用備蓄資機材などの配置《338万円》

災害情報の収集や状況把握のため、公共施設など避難所にテレビを設置します。

■防災無線の設置《2300万円》

緊急情報などの周知のため、河川の浸水想定区域に同報系防災無線を設置します。

■金剛分署改修工事の実施《5500万円》

老朽化が進む消防金剛分署の改修工事を実施します。

■鉄道高架事業《2億3414万円》

府道美原太子線（栗ヶ池バイパス）と市道桜井1号線が交差する近鉄長野線の鉄道高架事業を、府市共同事業として引き続き取り組みます。

■近鉄長野線「川西駅」のバリアフリー化の実施《477万円》

近鉄長野線「川西駅」のバリアフリー化を近畿日本鉄道とともに実施します。

■空き家対策の実施《270万円》

空き家の所有者に対し、空き家管理に関する意向調査などを新たに実施します。



将来を見据えた持続可能な行財政運営の推進

■情報セキュリティの充実《550万円》

情報セキュリティ向上のため、セキュリティ監査やガイドラインの策定を新たに実施します。

主体的な市民参加と協働によるまちづくり

■市民会議「Miraton」の実施《150万円》

まちづくりの担い手となる地域人材の発掘・育成のため、市民会議「Miraton」を引き続き実施します。



未来への希望を育む子育て・教育

■学童クラブの整備《4120万円》

入会希望者の増加に伴い、クラスを増設するための施設整備を実施します。

■家庭的保育の実施《3915万円》

待機児童解消のために、0～2歳の子どもを保育する「家庭的保育」を実施します。



■新たな民間保育所の整備に対する補助《2億3039万円》

待機児童解消のために、新たに誘致する民間保育所の整備にかかる費用の一部を補助します。

■産婦健康診査の費用を助成《733万円》

出産直後の母親の心身のケアをする健診にかかる費用を新たに助成します。

■家庭児童相談員の配置《346万円》

児童虐待などに対応するため、家庭児童相談員を新たに配置します。

■英語教育の充実《3544万円》

全ての小学校での英語教育の充実に向け、外国人英語指導助手の配置日数を拡充します。

■小学校の音楽室にエアコンを設置《4750万円》

全ての小学校の音楽室にエアコンを設置します。

■T o p i c（きらめき創造館）の活用《1080万円》

T o p i c（きらめき創造館）において、青少年育成や多世代向けの「学びのきっかけ」や「学び直しのきっかけ」となる事業を実施します。

みんなで支え合う健やかで心豊かな暮らしづくり

■生活困窮世帯の子どもを対象とした学習支援の実施《1370万円》

生活困窮世帯の子どもを対象とした学習支援において、家庭訪問事業を新たに実施します。

■富田林病院の建て替え《8億2991万円》

平成32年度中の一部供用開始、33年度中の完成をめざし、老朽化が進む富田林病院の建て替えを大阪府済生会と連携して実施します。



■市民検診の充実《600万円》

50歳以上の人を対象に、胃内視鏡検診を新たに実施します。

■骨髄移植患者などへ定期予防接種ワクチンの再接種にかかる費用を助成《19万円》

骨髄移植に伴い、定期予防接種ワクチンの再接種が必要となった20歳未満の人を対象に、再接種にかかる費用を助成します。

安全・安心でおいしい給食を子どもたちに

新しい学校給食センターが 完成しました

4月より市立小学校に給食の提供を開始

本市の小学校給食は、昭和47年に開始し、これまで第一・第二学校給食センターから市内16の公立小学校に、安全・安心でおいしい給食を提供してきましたが、両学校給食センター共に施設や設備の老朽化が著しくなったことから、平成28年8月に新しい学校給食センターの建設工事を開始し、今年3月に竣工を迎えました。6490平方メートルの敷地に鉄骨造り2階建て（延べ床面積3960平方メートル）で、1日最大6000食の調理能力を備えています。

◆新しい学校給食センターの特徴

食材の搬入から調理、搬出 まで徹底した衛生管理

常に床を乾いた状態に保ち、雑菌などの繁殖を防ぐ「ドライシステム」を採用するなど、新しい学校給食

センターは、文部科学省の「学校給食衛生管理基準」と厚生労働省の「大量調理施設衛生管理マニュアル」に準拠し、施設設備は「HACCP（ハサップ）」の考え方を取り入れています。

食材の下処理や食器の洗浄などをする「汚染区域」と給食の調理をする「非汚染区域」を明確に区分するとともに、食材の搬入から調理、搬出までの工程を食材や人の動線が交差しない一方通行の流れでできるようにすること、高い衛生基準を確保できるようにしています。



また、包丁やまな板も、肉や野菜など食材に分けて使用することで、調理器具や調理する人の手などを経由して食材に菌が移る「二次汚染」を防止しています。

アレルギー食専用調理室の設置

新しい学校給食センターには、今後、アレルギー除去食の提供ができるように、アレルギー食専用調理室を設けるなど安全性への配慮をしています。



その他、ノロウイルスによる食中毒が万一発生した場合に、食器や食缶などを

専用の部屋で洗浄処置するためのノロウイルス対策室も設置しています。

災害時の対応

災害が発生した場合に、事務所機能を維持できる容量の太陽光発電装置や、照明施設が維持できる容量の自家発電装置も設置している他、都市ガスからLPGガスへの切り替え可能な2ウエイリンクガス回転釜2台も備え、非常時などの炊き出しも可能となっています。

引き続き安全・安心で おいしい給食の提供を

今後、新しい学校給食センターを活用し、次世代を担う子どもたちが、健全な食生活を実践することを学び、健康な体と豊かな人間性を育むことができるよう取り組みを推進するとともに、引き続き安全・安心でおいしい学校給食を提供できるよう取り組んでいます。

問い合わせ 学校給食課
(☎28) 5211

四季雑感

富田林市長 多田 利喜



日本国中に多くの感動を与えてくれた、平昌（ピョンチャン）での冬季オリンピックを終えて1カ月以上たちましたが、いまだ感動冷めやらぬ日々を送られている人が多いのではと推察いたします。

男子フィギュアスケートの羽生 結弦選手の大会2連覇は、正に特筆すべき偉業であり、右足首の負傷というコンディションの中で、目標を見事に達成されたことに、最大級の祝意と敬意を送りたいと思います。また、初出場にもかかわらず銀メダルを獲得した、宇野 昌磨選手にも同様の祝意を送ると同時に、将来への期待を持たせてくれました。さらに、スピードスケート女子500メートルでも小平 奈緒選手が、大会3連覇をめざしていた地元韓国の李 相花選手を破り、しかもオリンピック新記録を打ち立て金メダルを獲得しました。

このように輝かしい成果の裏には、本人の大変な努力はもとより、多くの関係者の長期に渡る日々の支援の積み重ねがあればこそであり、心から敬意を表したいと思います。

4年に一度のオリンピックが世界にもたらす感動は国境を越え、人類の平和と繁栄に欠かせない要因であります。

本市にあって、スポーツを通じて、青少年の健全な育成に一層取り組んでいきたいと決意も新たにしています。「スポーツ」は本当にいいですね！

産後初期段階における母子に対する支援を強化

産婦健康診査費用の助成を開始します

本市では、安心して子育てをしていただくため、妊娠から子育て期にわたる切れ目のない支援をしています。このたび、産後初期段階における母子に対する支援を強化するため、4月から、出産後間もない時期のお母さんの体と心の健康状態をチェックする「産婦健康診査」にかかる費用を助成します。

対象者 市内在住で、平成30年4月1日(日)以降に出産された人
利用期間および利用回数 産後約2週間と産後1カ月頃の2回
助成金額 1回につき、上限5000円
内容 問診、診察、体重・血圧測定、尿検査、こころの健康チェック

実施機関 府内の産科・産婦人科医療機関および助産所 ※里帰り出産などにより府外で受診する場合は、お問い合わせください。
持ち物 市産婦健康診査受診票、母子健康手帳、健康保険証
※4月以降に妊娠届を出される人には、届け出時に同受診票を交付します。それまでに妊娠届を出された人には、4月中に送付します。5月になっても同受診票が届かない場合は、お問い合わせください。
問い合わせ 保健センター
〔☎〕5520

育児ヘルパー事業をご利用ください

利用期間と利用回数を拡充します

本市では、子育て家庭を支援するため、産前・産後の体調不良などにより、家事や育児が一時的に困難な家庭に対して、育児ヘルパーを派遣しています。4月から、利用期間と利用回数を次のとおり拡充します。ぜひご利用ください。

対象者および利用期間 妊婦または出産後8カ月以内の産婦（多胎児の場合は出産後12カ月以内）
利用回数 利用期間内に20回まで（多胎児の場合は40回まで）
※1日1回2時間以内。
利用時間 月々金曜日の午前9時～午後5時30分（祝日、年末年始は除く）
利用料 1時間あたり250円（住民税非課税・生活保護世帯は無料）

支援内容 食事の準備・後片付け、居室の掃除、洗濯、生活必需品の買い物、授乳の準備・サポート、沐浴補助、おむつ交換、兄弟の遊び相手、保育所などへの送迎の付き添い（保護者の同伴が必要）
※詳しくは、お問い合わせください。
利用申請 印鑑と母子健康手帳を持参し、こども未来室（内線203）へ
※3月31日までに利用申請をされた人で、拡充の対象となる人には3月末に別途通知しています。

胃がん検診 （胃内視鏡検査） が始められます

本市では、がん検診の受診率の向上をめざし、6月から、胃がん検診（胃内視鏡検査）を新たに実施します。

対象者 昭和43年以前生まれで奇数年生まれの人
※今年度すでに本市が実施する胃がん検診（胃部エックス線検査）を受診した人は対象外となります。

実施期間 6月1日(金)～平成31年3月31日(日)
内容 問診、胃内視鏡検査費用 無料
※同時に精密検査（組織診）を受診する場合の費用は保険診療です。
※胃がん検診（胃内視鏡検査）を受診された人は、今年度および来年度は本市が実施する胃がん検診（胃部エックス線検査、胃内視鏡検査）は受診できません。
申し込み 5月7日(月)～、保健センター〔☎〕5520へ
※申込者に受診票と指定医療機関一覧表を送付しますので、受診票が届きましたら、希望する指定医療機関に予約してください。

骨髄移植などによって、定期予防接種の免疫が失われた人に対して再接種にかかる費用を助成します

本市では、骨髄移植などによって定期予防接種ワクチンの再接種が必要になった人の経済的な負担の軽減を図るため、4月から、再接種にかかる費用を助成します。

対象者 本市に住民登録をしている20歳未満の人で、骨髄移植などにより接種済みの免疫が消失し、再接種が必要な人

助成の内容 平成30年4月1日(日)以降に受ける定期予防接種の再接種

※申し込み方法など詳しくは、お問い合わせください。

問い合わせ 保健センター〔☎〕5520



竹綱副市長が退任

2月26日付で、竹綱 啓一副市長(69歳)が退任しました。

竹綱さんは、昭和45年から市役所に勤務し、市長公室長、総務部長などを歴任の後、平成19年9月から副市長を務めました。

松田副市長が新たに就任

平成30年第1回市議会定例会で同意を受けて、2月27日付で、松田 貴仁さん(57歳)が副市長に就任しました。任期は4年です。

松田さんは、昭和59年から市役所に勤務し、秘書課長、市長公室長などを歴任しました。

「南部大阪都市計画 防火地域及び準防火地域」 の変更に係る案の縦覧

本市では、災害に強いまちづくりをめざして、今後発生が懸念されている大規模災害に備え、準防火地域の指定拡大に取り組んでいます。

準防火地域とは、地震などの災害により生じる市街地大火による延焼被害を抑えることを目的とし、建物に一定の防火性能を義務付ける区域を定めるものです。

準防火地域に指定されると、建物規模による建築制限が適用されます。

現在、市街化区域全域(第一種低層住居専用地域、工業専用地域、伝統的建造物群保存地区の一部を除く)を準防火地域に指定していますが、このたび、伝統的建造物群保存地区における防火性能の向上を図るため、新たに指定範囲を拡大します。

今回、「南部大阪都市計画防火地域及び準防火地域」の変更について、次のとおり案の縦覧を実施します。

なお、市内在住の人および利害関係人は、縦覧期間満了日までに意見書を提出することができず、縦覧期間中に意見書を提出することはできません。

縦覧期間 4月10日(火)～23日(月)

縦覧場所 市役所4階まちづくり推進課

※市ウェブサイトからもご覧いただけます。

意見書の提出期限 4月23日(月)まで

※意見書の提出方法など詳しくは、お問い合わせください。

問い合わせ まちづくり推進課(内線453)



4月から 市役所の組織を一部変更します

本市では、行政事務を効率的・効果的に実施するため、4月から市役所の組織を一部変更します。

これに伴い、配置が変わる部署がありますので、ご注意ください。

伝統的建造物群保存地区の 指定範囲を拡大しました

伝統的建造物群保存地区とは、歴史的な町並みの保存を図るために市が指定するものです。

本市は、平成9年3月31日付で富田林寺内町の一部を同保存地区に指定し、これまで町並みの保存をしてきましたが、このたび、3月31日付で、富田林寺内町全域に同地区の指定範囲を拡大しました。



今後も、文化的価値の高い伝統的建造物群を末永く後世に伝えるとともに、富田林寺内町の歴史的、文化的な特性を活かしたまちづくりを進めていきます。

なお、同保存地区内では建築制限が適用されますので、新築や修理などを検討されている人はお問い合わせください。

※詳しくは、市ウェブサイトをご覧ください。

問い合わせ 文化財課(内線508)

マイナンバーカードの日曜交付

同カードを交付する休日窓口を次の日程で開設します。

申請者本人がお越しください。

とき 4月1日(日)、午前9時～正午

ところ 市役所地下会議室(日曜窓口コーナー)

※持ち物など詳しくは、お問い合わせください。

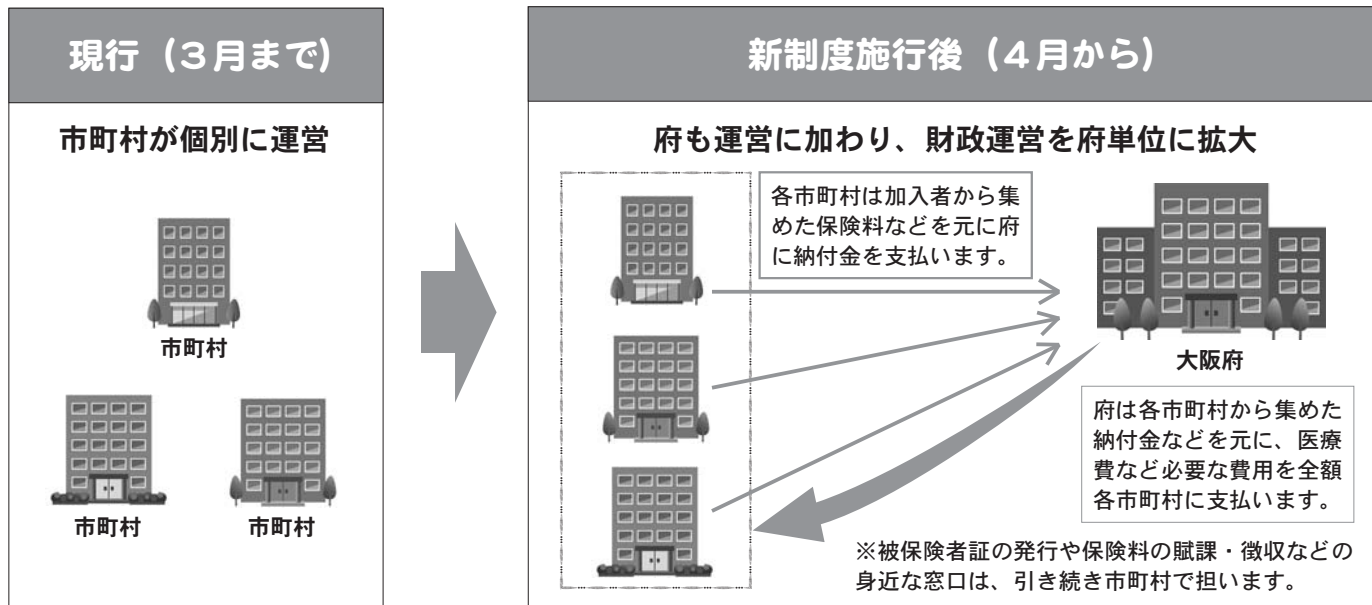
問い合わせ 市民窓口課(内線131、132)

4月から国民健康保険制度が変わります ～市町村ごとの運営から府域での運営に～

現在、国民健康保険制度は市町村それぞれが保険者となって運営していますが、4月からは、府と府内の市町村が共同保険者となって運営します。府が運営に加わり、財政運営を市町村単位から府単位に拡大することで、予期せぬ医療費の増加に伴う財政リスクの軽減など、運営の安定化を図ります。

◆府内で統一の基準が設けられます

市町村における、加入者間の負担の公平化を図るため、保険料率や保険料の減額免除の基準などが府内で統一されます。ただし、市町村によっては、最大6年間の経過措置期間が設けられます。



問い合わせ 保険年金課（内線150、151）



●市庁舎の耐震化の経過
市庁舎は、建設されてから北館が47年、南館が33年経過しており、北館の耐震性能が基準を下回っているほか、建物や設備の老朽化などの課題を抱えています。

本市では、平成18年度に北館の耐震診断を実施し、耐震化に向けて検討してきましたが、まずは子どもたちの安全・安心を図るべきとの判断のもと、小・中学校の耐震改修を年次的に進めました。また、避難所となる公共施設の耐震改修を進める中で、災害対策本部を耐震性の高い消防本部へ移すなどの対応をしてきました。

市庁舎の耐震調査に関するお知らせ

しかし、平成28年の熊本地震において、熊本県内の5市町の庁舎が被災により行政機能に大きな支障が生じた状況から、耐震性能や大規模災害への対応機能など、市庁舎が防災拠点としての機能を果たすために問題になってくると考えられる点を把握するため、庁舎耐震調査を実施しました。

同調査の結果は、5月号広報でお知らせします。

問い合わせ 総務課（内線331）

下水道事務の広域化を進めます

南河内の4市町村（本市、河南町、太子町、千早赤阪村）では、人口減少による使用料収入の減少や、職員数の減少に伴う住民サービスの低下など、下水道事業における共通の課題に対応するため、4月から、共同研究など市町村の枠を超えて下水道事務の広域化を進めていくこととなりました。

問い合わせ 下水道課（内線261）

春の全国交通安全運動

4月6日(金)～15日(日)の間「行けるはず まだ渡れるは もう危険」「よく安心チャイルドシートに 抱か
れてる」「一杯で 消える未
来と 消せぬ罪」をスロー
ガンに、春の全国交通安全
運動が実施されます。

期間中、「二輪車の交通事
故防止」などを運動の重点
として、交通事故防止に向
けたさまざまな取り組みが
全国で実施されます。
交通事故をなくすために
は、一人一人が交通安全に
対する意識を高め、基本的
なルールを守り、安全な行
動を実践することが大切です。
交通事故に遭わないよう
に一層の注意をお願いしま
す。

「高齢者 自動車・自転車
実践交通安全講習会」を
開催します
同講習会をはじめ、交通
安全教室などさまざまな催
しが実施されますので、ぜ
ひご参加ください。
とき 4月8日(日)、午前10
時～正午(午前9時30分～
受け付け)
ところ 富田林モータース
クール(寿町三丁目7の7)
入場料 無料(当日、直接
会場へ)
問い合わせ 道路交通課
(内線416)

春の地域安全運動

～みんなで力を合わせて安全・安心まちづくり～

4月18日(水)～27日(金)の間、「特殊詐欺の被害防止」「子どもや女性を対象とする犯罪の被害防止」「自動車関連犯罪及びひったくりの被害防止」を重点に、春の地域安全運動が実施されます。

本市では期間中、市防犯委員会などと協力し、駅前啓発グッズを配布するなど、犯罪防止啓発活動を実施します。

■オレオレ詐欺に注意しましょう

息子などを騙り、「株で失敗してしまい、お金が必要」など言葉巧みに話しかけ、金銭を要求する電話が多数かかっています。

このような電話がかかってきた際は、一度電話を切り、家族や警察に相談してください。

■自動車盗・車上狙いが多発しています

被害に遭わないために次のことに注意しましょう。

- ・ハンドル固定装置、警報・通報装置を活用しましょう
- ・車内に鞆や財布、現金などを置きっぱなしにしないようにしましょう

問い合わせ 富田林警察署 ☎(25)1234

その契約、大丈夫？～ＡＶ出演強要・「ＪＫビジネス」などの被害にご注意ください～

4月は、ＡＶ出演強要・「ＪＫビジネス」等被害防止月間です。

近年、モデルやアイドルのスカウト、高収入アルバイトへの応募などをきっかけに、女性がアダルトビデオへの出演を強要されたり、性的なサービスを提供させられたりする事例が発生しています。

「被害に遭って困っている」「どこに相談してよいかわからない」という人は一人で抱え込まず、次の相談窓口にご相談してください。

■性暴力救済センター・大阪(SACHICO) ☎072(330)0799 (24時間対応)

■警察相談専用電話共通番号 ☎#9110

※詳しくは、内閣府男女共同参画局のホームページ [http://www.gender.go.jp/policy/no_violence/avjk/index.html] をご覧ください。

問い合わせ 人権政策課 (内線474)

平成30年度分

住民活動災害保障保険の

加入申請を受け付け

住民活動災害保障保険は

住民団体が日帰りで実施する無報酬のボランティア活動や、地域での社会奉仕活動(清掃活動、防火・防災活動、防犯活動、社会福祉活動など)中の事故・災害

に対し、責任者の賠償責任や参加者のけがによる入院・通院などの費用を市で補填することによって、住民活動の促進を目的としています。保険には、市が一括加入し、保険料も市で負担します。

平成30年度分の保険加入申請の受け付けは次のとおりです。

保険期間 6月1日(金)～平成31年6月1日(土)

加入できる団体 活動拠点が市内にあり、市内に居住している5人以上で構成する団体(指導者および育成者は市外在住でも可)

保険の内容

《賠償責任保険》

・限度額 被害者1人につき2000万円、1事故につき1億円(免責1万円)

《傷害保険》

・死亡 200万円
・後遺障害 6万～200万円
・入院 1日1500円
・通院 1日1000円
※入院、通院は事故日より対象です。入院保険金は180日間、通院保険金は180日間以内で通院日数90日間が限度です。
※自らの娯楽などを目的としたスポーツや文化・親睦活動などは対象になりません。
申し込み 4月2日(月)～13日(金)に、申請用紙に必要事項を記入し、昨年度の活動実績(活動回数と活動人数をまとめた資料)と今年度の活動予定を添えて、市民協働課または各団体の関係する部署へ(初めて加入申請される団体は、会員名簿を併せて提出してください)

※申請書は、市民協働課で配布(市ウェブサイトにダウンロードもできます)。
問い合わせ 市民協働課 (内線473)

市緑化フェア&植木市を開催

とき 4月27日(金)～30日(休)、午前10時～午後4時

ところ 津々山台公園

緑化フェア (内容など)

- 松の剪定・庭木の剪定講習 (4月27日(金)の午後1時30分～、28日(土)の午後1時30分～、29日(日)の午前10時～)
- 木の魚で釣り大会 (4月27日(金)の午後3時～、29日(日)の午前11時～)
- 寄せ植え講習 (4月28日(土)の午前10時～受け付け、先着20人、有料)
- 木の動物クラフト (4月29日(月)、30日(火)のいずれも午前10時～、先着各50人)
- 木のマグネット作り (4月28日(土)の午後2時30分～、30日(火)の午前11時～、先着各25人)
- 家庭菜園の土づくり講習 (4月29日(月)の午後1時30分～)
- 花と緑のビンゴゲーム (4月29日(月)の午後2時30分～、30日(火)の午後1時30分～、小学生以下対象)

●これ何の種クイズ (4月30日(休)の午前10時～、小学生以下対象)

●緑のオークション (園芸資材などの競り売り) (4月30日(休)の午後3時～)

●「まちの樹・緑」図画コンクール (平成29年度) 入賞作品展

●樹木医相談 (みどりの相談)

●緑のリサイクルコーナー

●こどもクラフトコーナー (小学生以下対象)

●緑化苗の無料配布 (4月号広報に折り込みの「市緑化フェア&植木市」の引換券をご持参ください) ※無くなり次第終了します。

植木市 (内容)

◇ミニ庭園の展示販売

◇鉢花、花木、苗木、庭園樹、肥料、土、わら、資材などの販売

◇庭造り相談

問い合わせ みどり環境課(内線431)、市公園緑化協会(内線409)

平成30年度分 無料ごみシールを郵送しました

3月15日～28日の間に、無料ごみシールを郵送しました。シールがまだ届いていない場合は、至急衛生課まで連絡してください。

シールの交付申請

住民登録をされていない人などにはシールを郵送することができませんので、

本市に居住していることを証明するもの(住所と氏名が記載された水道代などの領収書、賃貸契約書、郵便物など)と印鑑を持参し、衛生課または金剛連絡所で申請をしてください。



カラスよけネット、生ごみガード の購入に対して補助しています

本市ではごみ置場のカラス対策として、カラスよけネットなどの購入に対して、補助金を交付しています。※購入する前に補助金の交付申請が必要です。

補助対象団体 町会(自治会)などでごみ置場を管理している団体

対象となる器具

- ①カラスよけネット ※ごみ置場1カ所につき1個のみ、1回の申請につき5個まで。
- ②生ごみガード ※1回の

申請につき1個のみ、各団体につき各年度2個まで。**補助金額** いずれも購入価格の2分の1の額(消費税は除く)で、①は1個当たり1000円まで(10円未満は切り捨て)、②は1個当たり7500円まで(10円未満は切り捨て)。**申請に必要なもの** 印鑑、ごみ置場の位置図 ※申請方法など詳しくは、お問い合わせください。お問い合わせ 衛生課(内線1444～146)

事業系ごみ処理手数料を改定しました

4月1日(日)より、事業系もえるごみ、事業系カンビンの処理手数料を、シール1枚あたり200円から300円に改定しました。4月1日以降に収集されるごみには、新しいシール(緑色)を貼ってください。

※お手元に残った改定前のシール(赤色)の交換・換金方法など詳しくは、気軽にお問い合わせください。

問い合わせ 衛生課(内線144～146)

ゴールデンウィーク中のごみ収集は通常どおりです

ごみは、祝日(年末年始は除く)も日程どおり収集しています。

ただし、祝日はごみの量、交通状況などにより、通常より収集時間が早くなる場合がありますのでご注意ください。

燃えるごみと粗大ごみは午前7時から、資源ごみは午前9時から順次収集します。

問い合わせ 衛生課(内線1444～146)

市創業支援事業

平成30年度創業セミナーを開催

本市では、市内での創業を考えている人を対象に、市創業支援事業を実施しています。

	と き	と ころ	内 容	定員
①	5月24日(木)、31日(木)、6月7日(木)、14日(木)、午後7時～9時(全4回)	L I Cはびきの (羽曳野市軽里一丁目1の1)	創業に関する基礎知識を経営、財務、販路開拓、人財育成の4分野に分けて講義	30人
②	7月14日(土)、21日(土)、28日(土)、8月4日(土)、午後1時～3時(全4回)	富田林商工会館	飲食、小売、理美容業に特化した基礎知識を講義	30人
③	9月27日(木)、10月4日(木)、11日(木)、18日(木)、午後7時～9時(全4回)	L I Cはびきの (羽曳野市軽里一丁目1の1)	女性の創業希望者を対象とした創業に関する基礎知識を講義	30人
④	11月13日(火)、20日(火)、27日(火)、12月4日(火)、午後7時～9時(全4回)	富田林商工会館	創業に関する基礎知識を経営、財務、販路開拓、人財育成の4分野に分けて講義	30人

今年度は、本市と羽曳野市の2会場で4回に分けて創業セミナーを開催しますので、希望の回を選択して受講してください。

また、各回の全日程を受講された人は、創業される際にさまざまな支援や優遇措置を受けられます。

※支援や優遇措置の内容など詳しくは、お問い合わせいただくか、市ウェブサイトをご覧ください。

とき・ところ・内容など
左上表のとおり

申し込み ①は、4月9日(月)、富田林商工会 ☎(25) 1101、または商工観光課(内線482)へ(申し込み先着順)

※②③④の申し込みの受け付け開始時期などは決まり次第、広報誌や市ウェブサイトなどでお知らせします。

市子ども食堂補助金

「子ども食堂」の実施団体を募集します

子どもたちが安心して過ごすことができる地域の居場所として、また、保護者への子育て支援として「子ども食堂」の取り組みが、全国で広がっています。

本市でも、食材費や備品購入費など子ども食堂の運営に必要な経費を補助をする「市子ども食堂補助金」を昨年度に創設し、今年度

も同補助金を活用して、子ども食堂を実施する団体を募集します。

子ども食堂の実施を考えている団体は、人権政策課まで一度ご相談ください。

※補助金の活用に関しては毎年申請が必要です。

申し込み 4月13日(金)までに、人権政策課(内線472)へ

文化事業を助成します

文化振興基金の収益金を運用して、市の文化振興を図るために実施する文化事業に助成金を交付します。

助成額は、飲食費などを除く対象経費の2分の1以内で上限20万円です。

次のいずれかに該当する事業で、平成31年3月29日(金)までに実施し、確認書類を提出できる事業が対象となります。

■ 団体結成後の節目(10周年など)に文化の振興に著しく寄与する事業を実施するとき

■ 団体が文化の振興のために、特に意義がある事業を実施するとき

■ 市または市教育委員会と市内文化団体が協働して文化の振興に寄与する事業を実施するとき

申し込み 4月27日(金)までに、申請書に必要事項を記入し、生涯学習課 ☎(26) 8056へ

※申請書は、同課で配布(市ウェブサイトからダウンロードもできます)。

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)」の施行から2年

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)」が施行されてから、2年が過ぎました。

障がいをも理由とする差別をなくすことは、全ての人のにとって暮らしやすい社会につながります。

障がいをも理由とする差別には、「不当な差別的取り扱い(障がいをも理由として、正当な理由なく障がいのない人と違う扱いをすること)」と、「合理的配慮の不提供(障がいのある人から何らかの配慮を求める意思の表明があった場合に、重い負担がないのに必要な配慮をしないこと)」があります。

障がいの有無に関わらず、誰もがお互いに人格と個性を尊重し、共に支え合う「共生社会」を実現するためには、障がいや障がいのある人のことを正しく理解し、必要な配慮を考えていくことが大切です。

「何かお手伝いすることはありませんか？」と声を掛け、「ありがとうございます」でつながる温かい社会をめざしましょう。

問い合わせ 障がい福祉課(内線434)

市営錦織住宅、市営甲田住宅、市営若松団地の入居者を募集

募集住宅・戸数など 左表のとおり

申込資格 次の全てに該当する人

- ①現在住宅に困っている人
- ②市内在住・在勤の人
- ③同居または同居しようとする親族がある世帯
- ④保証人がある人
- ⑤公営住宅法に基づく収入基準に合う人

	住宅名／住所	交通機関	募集戸数	構造	間取り／建築年（募集対象者）
一般募集（公営住宅）	錦織住宅／錦織南二丁目	近鉄長野線 滝谷不動駅下車 徒歩約20分	2戸	高層一部中層RC造 （エレベーター有）	3DK／H10築 浴室・浴槽あり （2人以上の世帯）
一般募集（公営住宅）	錦織住宅／錦織南二丁目	近鉄長野線 滝谷不動駅下車 徒歩約20分	1戸	中層RC造 （エレベーター有）	2DK／H11築 浴室・浴槽あり （2人以上の世帯）
親子等近居募集（公営住宅）	錦織住宅／錦織南二丁目	近鉄長野線 滝谷不動駅下車 徒歩約20分	1戸	高層一部中層RC造 （エレベーター有）	3DK／H10築 浴室・浴槽あり （2人以上の世帯）
一般募集（公営住宅）	甲田住宅／甲田三丁目	近鉄長野線 川西駅下車 徒歩約7分	1戸	中層RC造	3DK／H5築 浴室あり・浴槽なし （2人以上の世帯）
親子等近居・地域コミュニティ募集（公営住宅）	若松団地第3住宅／若松町一丁目	近鉄長野線 富田林駅下車 徒歩約5分	2戸	高層RC造 （エレベーター有）	2DK／H28築 浴室・浴槽あり （2人以上の世帯） ※高齢者などの単身者可。
親子等近居・地域コミュニティ募集（公営住宅）	若松団地第3住宅／若松町一丁目	近鉄長野線 富田林駅下車 徒歩約5分	2戸	高層RC造 （エレベーター有）	1DK／H28築 浴室・浴槽あり （2人以上の世帯） ※高齢者などの単身者可。

・申込家族全員（申込者と同居人）の収入を含めた計算後の月収額が15万8000円以下の人

・公営住宅については、裁量階層世帯（高齢者、障がい者などの世帯）に該当する人で、計算後の月収額が15万8000円を超え25万9000円以下の人でも申し込みができます

⑥申込者が独立の生計を営む人で家賃、共益費を払うことができる人

⑦申込者および同居しようとする親族が、暴力団による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6項に規定する暴力団員でない人

※親子等近居募集は、介護や地域コミュニティの推進を図るため、市営錦織住宅については第二中学校区内に、市営若松団

地については第一中学校区内に、2親等以内の親族が居住しており、近居することにより双方の利益が見込まれる世帯に限ります。

※地域コミュニティ募集は、地域でのコミュニティの推進を図るため、申込者が第一中学校区内に6カ月以上継続して居住または勤務されている世帯に限ります。

申込書の配布 4月2日（月）16日（月）（土・日曜日は除く）に、住宅政策課、金剛連絡所、人権文化センターまたは南河内府民センターで配布

申し込み 4月2日（月）16日（月）（消印有効）に、指定の封筒で郵送

問い合わせ 住宅政策課（内線436、437）

市民体験農園利用者を募集

農園名・開設場所 ①平町農園（平町二丁目）、②喜志新家町農園（喜志新家町二丁目）、③若松町農園（若松町四丁目）、④西板持農園（西板持町一丁目）

募集区画数 ①＝6区画、②③＝5区画、④＝4区画

利用料 年額3500円

※1区画約15平方メートル。

※駐車場はありません。

申し込み 4月20日（金）（消印有効）までに往復はがきに農園名、住所、氏名、電話番号、返信はがきに宛名を記入し、☎584-8511 市役所農業振興課内市民体験農園受付係（内線445）へ（申し込み多数の場合抽選）

こいのぼりを一緒にあげませんか

NPO法人夢の会では、毎年たくさんのこいのぼりを石川河川敷にあげています。今年は4月8日（日）～5月13日（日）の間、石川河川敷川西グラウンドにこいのぼりをあげます。

同会では、一緒にこいのぼりをあげただけのボランティアを募集しています。参加していただける人は、4月8日（日）、午前10時に同グラウンドへお越しください。

また、同会では使わなくなったこいのぼりの寄付も受け付けていますので、ご協力をお願いします。

問い合わせ 占部さん ☎090(3284)1120



中学生・高校生・大学生を中心とした「青少年委員会」のメンバーを募集
「Topic（きらめき創造館）」と一緒に盛り上げよう！

昨年9月にオープンした「Topic（きらめき創造館）」は、「若者の育成拠点」をコンセプトに、青少年をはじめとした市民の皆さんの自主的な活動を支援し、また、生涯にわたる学習活動を促進することを目的としています。

このたびは「青少年に役立つ施設「活気あふれる施設」をめざし、Topicで実施するイベントや講座と一緒に考えてくれる「青少年委員会」のメンバーを、昨

年度に引き続き募集します。

Topicを、青少年が「楽しみながら成長できる場所」「困ったことを解決できる場所」にするために、ぜひ若い皆さんの力を貸してください。

対象者 市内在住・在学・在勤で中学1年生～30歳未満の人

募集人数 30人
申し込み 4月20日（金）までに、生涯学習課 ☎(26)8056へ（申し込み多数の場合抽選）

後期高齢者医療に関するお知らせ

後期高齢者医療保険料のお知らせと納付方法

◆普通徴収の人（年金から天引きでない場合）

今年7月に、平成30年度の後期高齢者医療保険料の決定（本算定）に係る「保険料額決定通知書」と「納入通知書」の一体型通知書を送付します。

通知書に基づき、納付書払いや口座振替などの方法で納付してください。

※状況により、10月から特別徴収（年金からの天引き）に変更となる場合があります。

◆特別徴収の人（年金から天引きの場合）

年金受給額が年額18万円以上の場合は、原則として年6回（偶数月）の年金受給時に、次のとおり年金から保険料が天引きされます。

◇4・6・8月分

29年度は普通徴収で納付されており、誕生月により今年4・6・8月から新たに特別徴収となる人には、29年度の保険料額をもとに仮徴収額を決定します。

それぞれ、事前に「保険料仮徴収額決定通知書」と「納入通知書兼特別徴収開始通知書」の一体型通知書を送付します。

今年2月に保険料を特別徴収で納付していただいている場合、4月の年金受給時には、2月の納付額と同額を仮徴収額として特別徴収しますので通知はありません。

◇10・12・2月分

30年度の後期高齢者医療保険料が決定（本算定）され、10月分以降が特別徴収となる場合、7月に「保険料額決定通知書」と「納入通知書兼特別徴収開始通知書」の一体型通知書を送付します。

10月以降の年金受給時に、29年中の所得に基づいて計算された年間保険料（本算定額）から仮徴収などにより、すでに納めていただいた金額を差し引いた額を、支払い回数に振り分けて特別徴収します。

◆特別徴収から口座振替に変更できます

保険料の納付方法が特別徴収（年金からの天引き）の人や、新たに特別徴収に変更される人は、申し出により年金からの天引きを口座振替での納付に変更できます。

変更を希望する人は、預（貯）金通帳、通帳の届け出印、被保険者証を福祉医療課へ持参してください。

※なお、預（貯）金通帳、通帳の届け出印に代わり、金融機関のキャッシュカードを持参することにより簡単に口座振替の手続きができる「ペイジー口座振替サービス」を利用していただける場合がありますので、事前にお問い合わせください。

問い合わせ 福祉医療課（内線158、159）



平成30年度の後期高齢者医療健康診査受診券を送付します

府後期高齢者医療広域連合では、4月下旬に「健康診査受診券」を送付します（年度途中で被保険者となられる人には、誕生月の翌月に送付します）。

受診券に記載された有効期限内に、同広域連合が指定する医療機関などで、健康診査を1回、無料で受診できます。受診の際は、事前に医療機関などに予約し、受診券と被保険者証を受診機関の窓口で提示してください。

※病院または診療所に6カ月以上継続して入院している人、特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、養護老人ホーム、障がい者支援施設などに入所または入居している人は対象になりません。なお、退院・退所したなど変更があった場合はお問い合わせください。

問い合わせ 同広域連合給付課 ☎06(4790)2031

4月から歯科健康診査を実施します

府後期高齢者医療広域連合では、4月から、歯や歯肉の状態、口腔衛生状態などをチェックし、口腔機能の低下や肺炎などを予防するため、歯科健康診査を実施します。

4月下旬に「歯科医院リスト」を送付します（年度途中で被保険者となられる人には、誕生月の翌月に送付します）。

年度内に、同広域連合が指定する歯科医院で、歯科健康診査を1回、無料で受診できます。受診の際は、事前に歯科医院へお問い合わせの上、被保険者証を忘れずにお持ちください。

※病院または診療所に6カ月以上継続して入院している人、特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、養護老人ホーム、障がい者支援施設などに入所または入居している人は対象になりません。なお、退院・退所したなど変更があった場合は、お問い合わせください。

問い合わせ 同広域連合給付課 ☎06(4790)2031

後期高齢者医療制度人間ドック費用の一部を助成します

府後期高齢者医療広域連合では、被保険者を対象に、人間ドック受診費用の一部助成事業（2万6000円を限度に年度内1回限り）を実施しています。助成には、申請が必要となりますので、受診された人間ドックの領収書、検査結果通知書、被保険者証、助成金を振り込むための口座番号が確認できるもの、印鑑を持参し、福祉医療課で申請してください。なお、支給は後日となります。

※人間ドックを受診された人は、申請されるまでの間、領収書などを大切に保管してください。

※脳ドックなどのオプション検査費用は助成の対象になりません。

問い合わせ 同広域連合給付課 ☎06(4790)2031